

西尾市教育委員会会議録

招集日時	令和7年11月12日(水) 午前10時00分		
開会場所	西尾市役所 41会議室		
開会時間	午前10時00分	閉会時間	午前10時35分
教育長	稲垣 寿		
出席委員	武内基亘 藤井遼太郎 石崎光子 野田順子		
欠席委員			
委員会出席者	教育部長 菅沼律哉、学校教育課長 藤井健一、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 浅岡秀雄、生涯学習課長兼生涯学習センター（仮称）整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、図書館長 伊奈八千代、交流共創部長 高須清和、観光文化振興課長 木下奈美、スポーツ振興課長 宮嶋徹夫、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 水野文子		
議題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 教育長報告</p> <p>(2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議</p> <p>議案第30号 西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第31号 西尾市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第32号 西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第33号 西尾市地域交流センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第34号 西尾市岩瀬文庫の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【文化財課】</p> <p>議案第35号 西尾市歴史公園の指定管理者の指定について【観光文化振興課】</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 令和8年度小中学校等の入学式等の儀式の日程について【学校教育課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 12件</p>		

会議の顛末

教育長	<p>開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会 11月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、武内委員、石崎委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。前回定例会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告 立冬を過ぎて落葉樹が日ごとに彩を深めています。四月にはランドセルの重さにちょっと頼りなかった一年生の足取りも、見違えるようにしっかりとしてきました。小学校では、地域の方たちのお世話になりながら育てた稻やサツマイモが収穫の時を迎え、子どもたちが嬉々として感謝の会に取り組む姿も見られます。また、中学校の合唱祭は、例年通り盛り上がり、いずれの学校においても感動の内に閉幕したと聞いています。 各学校では、そろそろ卒業式の計画が提案され、準備に取りかかる頃かと思います。そこで本日は、学校教育における式典の価値について考えてみることにします。昨今、学校の現状を顧みない働き方改革の推進や「ワークライフバランス」の独走によって、ときに教育の目的と手段が混交され、その結果、学校教育が迷子になってしまうことを懸念しています。以前にもお伝えしましたが、学校における全ての教育活動は、子どもたちの能力や資質を向上させるという価値を内包していくなくてはなりません。授業や児童会生徒会活動は言うまでもなく、学校行事や清掃活動、給食指導をはじめ、あらゆる日常活動にも、教育的価値を見据えた指導の工夫や留意が大切になります。その上で、始業式や終業式等の式典の価値は、竹の節目に喻えられることがあります。その意義は、子どもたちに昨日までのことを一旦前向きに清算させ、気持ちを新たにさせて、今日からまた頑張つていこうとするモチベーションを持たせることにあります。とりわけ卒業式は一年の中で最も重要な式典です。学校経営上は、多くの来賓や保護者を迎えて、子どもたちの立派な姿を見ていただき、学校を応援してもらえるように信頼感を高める目的があります。しかし、それ以上に卒業式には、子どもたちに向上的モチベーションを強く持たせられる教育効果が期待できます。そのような卒業式を行うためには、卒業生の誇らしさと在校生へのバトンリレーが要点となります。最高学年として皆のため学校のために、仲間とともに一生懸命やってきたという卒業生の自覚と学校愛、そしてそれを尊敬し引き継いでいこうとする在校生の想いがシンクロしてこそ、感動的で教育的な価値の高い卒業式となるわけです。</p>

	<p>式典中の卒業生の凛とした姿や卒業期の奉仕作業を指導する目的もそこにあります。式の運営や進行を生徒に委ねる中学校も出てきましたが、それも有効な手立ての一つとなります。このように考えてくると、答辞や送辞（小学校では別れのことばと送ることば）の在り方が問われてきます。いずれも生徒全員を共感させ、皆の思いを一つにしていくシナリオでなくてはなりません。それゆえ特に中学校の卒業式の送辞を述べる生徒は、個人の想いに囚われてはいけません。卒業生の総意の代弁者として語る内容と姿勢が不可欠となります。代表者に、この高次元の意識の基に起稿させ、厳粛の舞台で語らせることは、本人の精神年齢を高めるとともに、学年、学校全体の勢いにもつながっていきます。これについては、退任式についても同様の構図があり、教育的価値から考えてみると、退任する教職員は、子どもたちに向けて、どのようなメッセージを残すべきかが明らかになってくるはずです。</p> <p>以上に述べてきたような考え方を、次の校長会で周知し、今後の指導にあたるよう依頼していきます。</p>
教育長	続きまして（2）教育部長報告をお願いします。
教育部長	<p>（2）教育部長報告</p> <p>私から2点ご報告させていただきます。</p> <p>1点目は、市長と語る市政懇談会についてです。</p> <p>今年度、2回目の市長と語る市政懇談会が11月7日（金）矢田小学校区を対象に矢田ふれあいセンターで開催されました。</p> <p>市政懇談会では、教育委員会関係として「地域活動などで学校体育館を利用しているが、近年の猛暑により熱中症が心配される。子どもたちや地域住民が、少しでも良い環境で、学校行事や地域活動などに参加できるように、体育館にエアコンの設置を早急にお願いする。」趣旨の要望がされました。</p> <p>これに対し、「教室等の利用頻度から、まず普通教室を最初に整備し、現在、特別教室の整備を進めている。西尾市は小中学校が35校あり、エアコンの設置費用が多額となるが、他の自治体の例を調査すると違った方式で安くできることが分かってきた。特別教室の整備完了後の令和10年度から取り掛かる予定だったが、少し前倒しできそうだと思っている。」との趣旨的回答を申し上げました。</p> <p>2点目は、西尾市議会12月定例会についてです。</p> <p>お手元の12月定例会会期日程をご覧ください。</p> <p>11月28日（金）に開会し、12月19日（金）までの22日間の会期で行われます。</p> <p>一般質問は、予備日も含めて本会議4日目の12月1日から3日までの3日間が予定されております。9日（火）には教育委員会に関する文教交流委員会と予算決算委員会文教交流分科会があります。</p> <p>教育に対しては、議員の皆さんのがんばりが高く、今回多くの一般質問の通告が予想されます。しっかりと答弁調整を行い、きちんとした答弁が出来るよう、準備してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	日程3を終わります。 日程4、議案審議を議題とします。「議案第30号 西尾市公民館の設置及び管

	理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第31号 西尾市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました2議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>改正点は、3点ございます。資料3ページをご覧ください。</p> <p>1点目は、議案第30号西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の「指定管理者の権限」の一部を見直しましたので、ご説明申し上げます。「使用料の減免」及び「使用料の還付」については、市長の権限であり、指定管理者に権限はないため、指定管理者の権限から外すものであります。</p> <p>また、「指定管理者の権限」の文中に「市長及び教育委員会の権限を行うものとする」とありますが、「教育委員会の権限を行うものとする」が正しいため、併せて改正いたします。</p> <p>2点目は、現在「西尾市公民館の管理及び運営に関する規則」で規定している「入館の制限」について、上位法である条例で規定するため追加するものです。なお、条例への追加に伴い、議案第31号にありますとおり「西尾市公民館の管理及び運営に関する規則」で規定しています「入館の制限」を削除します。</p> <p>なお、入管制限に関しましては、文化財課が8月の定例会に議案にあげた内容と同様になります。</p> <p>3点目は、生涯学習センター建設に伴い、令和8年3月31日をもって、中央ふれあいセンターを閉館しますので、別表第1、別表第2から中央ふれあいセンターを削除するものでございます。</p> <p>最後に附則でございますが、「指定管理者の権限」及び「入館制限」につきましては、条例、規則ともに公布の日から施行したいとするもの、別表第1及び別表第2の中央ふれあいセンターの閉館に伴う改正は、令和8年4月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上、議案第30号、第31号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第30号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第31号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	「議案第32号 西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第33号 西尾市地域交流センター

	の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました 2 議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>改正点は、2 点ございます。資料 1 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 点目は、議案第 32 号 西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の「指定管理者の権限」の一部を見直しました。なお、議案第 30 号と同内容の改正となりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>2 点目は、現在「西尾市地域交流センターの管理及び運営に関する規則」で規定している「入館の制限」について、上位法である条例で規定するため追加するものです。なお、条例への追加に伴い、議案第 33 号にありますとおり「西尾市地域交流センターの管理及び運営に関する規則」で規定しています「入館の制限」を削除します。</p> <p>最後に附則でございますが、条例、規則ともに公布の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上、議案第 32 号、第 33 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 32 号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第 33 号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	「議案第 34 号 西尾市岩瀬文庫の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由の説明をお願いします
文化財課長	<p>ただいま議題となりました、議案第 34 号 西尾市岩瀬文庫の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>15 ページをご覧ください。</p> <p>提案理由は、閲覧方法等を現状に合わせるためです。</p> <p>修正するのは、資料 16 ページから 17 ページにお示しした 4 条文です。</p> <p>第 6 条 閲覧の手続きについて、現状では文化財保護法等に規定される国や県、市の指定文化財についての閲覧規定が曖昧であったため、その内容を明記し、20 ページの申請書（様式第 1 号の 2）を追加しました。</p> <p>第 8 条 「ただし、教育委員会が指定する重要な文庫資料（以下「重要文庫資料」という。）にあっては、1 点とする。」を削除しました。「重要文庫資料」は、岩瀬文庫を図書館が所管していた平成 5 年以前に使用していた区分ですが、現状</p>

	<p>ではこの「重要文庫資料」という区別はしていないため、現状に合わせました。これに伴い第10条の複写の手続きの「重要文庫資料」に関する部分を削除しました。また、これに合わせて、23ページ様式第3号表中「2重要文庫資料」を削除しました。</p> <p>また、同条第2項で「前項ただし書の規定による申請を許可したときは、西尾市岩瀬文庫 文庫資料特別複写許可書を交付する」旨を定めておりますが、現状では許可書を交付しておりませんので、現状に合わせて削除いたしました。</p> <p>なお、様式につきましては、第1号、2号、4号、5号につきましても、旧様式では「分類番号」とあった箇所を「資料番号 函号一番号」に修正する等現状に合わせ改正しました。</p> <p>最後に、第11条第1号 市指定文化財の「市」を削除しました。これは、岩瀬文庫が保有する国、県の指定文化財も市文化財と同様の扱いとするためです。</p> <p>以上、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第34号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	「議案第35号 西尾市歴史公園の指定管理者の指定について」、提案理由の説明をお願いします
観光文化振興課長	<p>ただいま議題となりました、議案第35号 西尾市歴史公園の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>西尾市歴史公園の管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、5年ごとの指定期間ににより指定管理者を指定してまいりましたが、令和8年3月31日をもって、現指定管理者による指定期間が満了となります。</p> <p>指定管理者の選定につきましては、5月の定例教育委員会でご報告させていただき、この度、公募したところ、1団体から応募がございました。</p> <p>10月28日（火）に指定管理者選考委員会を開催し、事業計画書の内容とプレゼンテーションの内容の総合評価により候補者の選考を行った結果、公益社団法人西尾市シルバー人材センター、一般社団法人西尾市観光協会、特定非営利活動法人やらまいか人まちサポートのグループ団体が、指定管理者の候補者として選定されましたので、指定管理者として指定してまいりたいと考えております。</p> <p>指定管理者の概要につきましては、28ページをご覧いただければと思います。</p> <p>「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>なお、公益社団法人西尾市シルバー人材センター、一般社団法人西尾市観光協会、特定非営利活動法人やらまいか人まちサポートのグループ団体は、令和3年度から今年度末までの西尾市歴史公園の指定管理者でございます。</p>

	<p>また、公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないと定められておりますので、市議会12月定例会に関係議案を提出してまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、議案第35号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
武内委員	現在の指定管理者が、引き続き今後5年間も指定管理者となることですが、プレゼンの提案の中で、特に良かった点を教えてください。
観光文化振興課長	<p>提案があった中で、新たな取り組みについて2点ご紹介いたします。1点目は、情報発信についてですが、現在、インスタグラムで情報発信をしておりますが、新たにホームページを立ち上げ、情報発信の強化を図るというものでございます。</p> <p>2点目は、サービス向上の取り組みとしまして、尚古荘のお土産売り場は、現在、土日祝日のみ開設しておりますが、お土産販売コーナーを常設するというものでございます。現在は、シルバーパートナーセンターが製造した小物などを販売しておりますが、今後、指定管理者と協議し、特産品などの販売ができないか検討してまいります。</p>
教育長	<p>他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第35号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。(1)令和8年度小中学校等の入学式等の儀式の日程について、説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>その他議題(1)令和8年度小中学校等の入学式等儀式の日程について、ご説明申し上げます。29ページをご覧ください。</p> <p>入学式等の儀式の実施日については、県下で揃っていることが望ましく、例年、愛知県都市教育長協議会から原案が示されます。</p> <p>ここにお示しました資料が、来年度の入学式・始業式・卒業式の日程の原案です。この原案に沿って本市も入学式等の儀式を計画してまいります。</p> <p>以上、令和8年度小中学校等の入学式等儀式の日程についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、日程5を終わります。教育委員会名義使用として、12件が提出されています。ご確認をお願いします。
藤井委員	あさひが丘スケートリンクのスケート教室で、徴収金5,000円とありますが、毎月の授業料みたいなものですか。
スポーツ振興課長	靴のレンタル代、滑走料、指導料などを含んだ、1回あたりのスケート教室の利用料になります。
藤井委員	これは、営利目的にはあたりませんか。

スポーツ振興課長	実費にあたる部分の金額が大きいため、営利目的にはあたらないと考えております。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
生涯学習課長	教育委員の皆様へのご連絡です。本日、二十歳の集いの案内状を机上に配布させていただきました。次回の定例会の際に、出欠席の報告書をご提出くださるようお願いいたします。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和7年12月10日水曜日 午前10時00分から、岩瀬文庫 研修ホールで予定されています。ご予定いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会11月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。